

第5期武蔵野市情報公開委員会（第7回）会議要録

- 日 時 平成19年4月17日（火）午後6時00分～午後8時10分
- 場 所 武蔵野市消費生活センター講座室（商工会館3階）
- 出席者 委 員 6名、事務局 3名
- 傍聴者 1名

1 報告事項

（1）㊦医療受給者資格データ記録用磁気テープの紛失について

事務局が当日配布資料①「㊦医療受給者資格データ記録用磁気テープの紛失について」を説明。

委員長： 紛失した情報が何かは、はっきりわかっているのですか。

事務局： 配布資料の1ページ目の2に列記している9項目の個人情報です。

委員長： 漏えいはしていないのですか。

事務局： はい。

委員長： 再発防止策で以前と大きく変わったところがありますか。

事務局： 資料の③～⑤について、マニュアルでは一定の基準を定めていましたが、それを実際に行っているかどうかをチェックするための仕組みに一部不備がありましたので、管理簿的なものも整備するようにしました。

委 員： この問題について、市長の給与を減額したのですか。

事務局： 市長と副市長の4月分の給与を10分の1減額しました。

委 員： 再発防止について全庁的な取り組みはされたのですか。

事務局： 資料にある再発防止策は福祉保健部内で行った取り組みですが、全庁的にも情報管理課がマニュアル等に沿って業務を行っているかどうか各課から全部報告をさせて、遺漏があれば指導していくというような形で取り組んでいます。

委員長： 武蔵野市では個人情報の扱い方を職員全体に徹底するようなプログラムとか取り組みみたいなものは何かありますか。

事務局： 情報管理課で定期的に行っています。係長、特に庶務担当の係長、それから部長、課長に対しては、事務処理全体の適正化という形で、何回か、全庁的な取り

組みをしています。また4月には嘱託職員を対象に研修をしました。

委員長： 嘱託やアルバイトの人たちに秘密保持について誓約書を取っていますか。

事務局： 正規、臨時にかかわらず誓約書を取っています。

委員長： わりと、自分のところの情報をカバーする取り組みは結構、徹底してきていると思いますが、他の自治体が保有する個人情報の不正取得のようなケースだと単純に倫理的な問題でもなさそうです。

事務局： 公用でしか他の自治体の個人情報は取れないと思います。

委員： 今回の件でいろいろな改善をされていますが、研修を受けていなかったため職員の意識が低かったということですか。

事務局： 担当職員の情報管理に関する意識を高めていなかったというところが、一番問題であったと認識しています。特に福祉で扱っている個人情報はセンシティブ情報ですから、そういう自覚が足りなかったのではないかと個人情報保護審議会でも指摘をいただきましたが、銀行員の方がお金をお金として認識しなくなるような感覚の麻痺性みたいなものが職員の中にもあったのではないかと思います。今回の件では損害賠償請求が出されていませんが、京都府宇治市で住民票情報が漏れ出した時には、1人当たり1万5,000円の損害賠償も発生していますし、民間のカード会社でも紛失事故が起こった場合は、おわびも含めて500円のプリペイドカードを送付したという事案もあります。そういう意味では、個人情報をお金で換算するわけではありませんけども、お一人お一人の市民の方の情報が、最低でも500円、あるいは1万5,000円だと思って大切に扱いなさいという指導はしています。

委員長： 宇治市の事例は紛失したというだけで賠償したのですか、それとも、漏れたから賠償したのですか。

事務局： 宇治市の場合には流出したということで損害賠償を支払うことになりました。

委員： 民間企業では大変ピリピリしてきていますが、公務員ですからなおさらピリピリして対応してもらいたいと思います。

事務局： はい。

(2) 平成18年度の開示等状況について

事務局が当日配布資料②「平成18年度行政文書開示請求及び不服申立等の状況」を説明。

委員長： 不服申立てがなされたものについて、打ち合わせ協議を行うと通常は議事録とかは残すものではないのですか。

事務局： ケース・バイ・ケースです。例えば建物の建設等では、あとから直したりすることができませんので、打ち合わせ記録を文書に残すケースが多いですが、今回は、コンピュータでのCGの作成で、色調等をすぐに直せるものであったため、会議録までは作らなかったと聞いています。その辺は、審査会でさらに明らかになってくると思います。

委員： 特定の事業者が営利目的のために市に情報公開請求をすることによって、その得た情報で営利活動をすることは、市の全体の公務員にかかわる資源の特定の利用になるのではないかと思います、その点どうなのですか。

事務局： 現行の情報公開制度では、先方が営利であろうが開示請求されたものをいかように使おうが、諸般の法規に抵触しない限りは自由に行えるというルールで運用していますので、請求を拒んだりすることはできないと考えています。

委員： 内容を控えてもらうという方向はできないのですか。

事務局： 行政の情報を原則公開していくという流れの中で、ともすれば狭めてしまうような方向への変更は、行政側だけでなく社会一般に今のままの制度だと支障があるということの合意が出てこない、なかなか難しいと思います。

委員： 現状では、特定の業者が市にいろんな情報の要求をされたことによって、市の行政に支障はしていないのですか。

事務局： 支障が出るというのをどこまで言うか、通常、5時15分までの勤務で終わるところが、その請求のために超過勤務になってしまうということも支障というのか、開示請求者の権利を認めるという上では、やむを得ない執務ではないか等、線引きも難しいです。

また、請求理由は請求書に記入する際、明らかにしていただくようにしていますが、正直に業務上必要なためと書いてある場合もありますが、単に調査・研究にチェックがあるだけでは、営利かどうか市で一方的に決めつけることはできませんので、請求者の請求理由でチェックをするのは事実上無理です。

委員長： 新聞にも国レベルでは7～8割方は、こういうたぐいの情報請求ではないかという記事が出ていました。このままでいいのかというのは、国のレベルでも自治

体レベルでも考えていると思います。ただ制度上、目的で却下するわけにもいかない。一方でこういうような7～8割方、本来——本来という言い方がまた物議を醸すかもしれませんが、行政のマンパワーなり、資源の効率的な使用という観点から考えると、制限なく受け続けていいのかという問題もあると思います。今の制度上、依頼されたものは、それは業務の一環ですから支障を来しているとは言にくいと思いますが、この情報公開制度でやらなければいけない問題かといえ、やはりかなり資源の浪費になっているのと思います。

事務局： 新聞記者には委員長がお話しされたようなことは私どもでも説明をしていますが、本社の方針で全部の自治体にローラーをかけると言われてるからとりあえずお願いします、という形になっています。

委員： タウンミーティングの報告書には情報公開の問題は一行も載ってないのですが、なぜかというのは何か考えられるところはありますか。

事務局： タウンミーティングの場で直接、情報公開について議論にはなっていませんが、吉祥寺地区のタウンミーティングで問題になっている地域の課題の法政跡地の問題をめぐっての開示請求が実は多くなっています。タウンミーティングの議論と情報公開制度の運用が全く隔絶をしているということではなく、地域の課題を解決するための一つの手段として情報公開制度をお使いになる市民の方もいるというふうにご理解いただいた方がよろしいのではないのでしょうか。

委員長： 情報公開制度は、例えば弁護士さんに依頼するとか、かなり行き詰まっているときにやる手段みたいなもんですから、夫婦で痴話げんかしているときに、わざわざ弁護士に相談する回数が多いとか少ないとかというのは関係ないわけです。そこでもつれたから弁護士に相談するとか、市長と相談してもらちが明かないから何か情報を取らないといけなくなったというような例えに相当すると思うので、この中で情報公開の制度がどうなっていますかというのが、直接問われるか問われないかというところは、開示請求の件数等とあまり関係ないと思います。

委員： タウンミーティングで市長に対して情報公開や個人情報の質問が全くゼロであっても、市民が情報公開に無関心であるということはいえないということですか。情報公開制度とタウンミーティングを合わせて考えれば完全というふうに理解しておいて良いですか。

事務局： タウンミーティングもその一つの手段ですし、あるいは市長への手紙や市報、

パークシティ等、さまざまな情報公開媒体がありますので、それらから得たい情報を得ていただいて、それでもという場合に、情報公開制度もあります。さらにこの制度でも納得がいかない場合には不服申立てもできます、というように重層的に情報提供がなされているとご理解いただくといいと思います。

委員： 市民の方は、そういう重層的なシステムがあることはご存じでしょうか。

委員： CIMの中では時々書いています。

委員： 市長への手紙とその回答も行政資料になるのですか。

事務局： 開示請求の行政文書となります。手紙そのものは、例えば名前等の個人情報を伏せてもやはり市長あてのいわば信書であるということで、すべて非開示としました。回答の方は、意見や要望に対する市としての考え方をあらわしているだけです。個人情報等を除き開示しました。

委員： 現物を見たいという理由は何だったのですか。

事務局： 私どもの方で加工しているものでは恣意的になってしまってわからないということで、原本を見たいということでした。

委員： これから回答の方法を変える必要性とか、そういう考えはあるのですか。

事務局： 4月からルール上明確に市長への手紙の原本は、開示請求があっても基本的にはお受けできませんという形にしました。

委員長： むしろ、開示しますと言った方が有意義でない質問がなくなるのではないですか。

委員： 市長に対する手紙もやはりプライバシーだと思いますので、本人の承諾がないのに公開されると困ります。

2 議題

(1) CIMコラムテーマの選定について

事務局が事前配布資料①「CIMコラム掲載希望一覧」及び当日配布資料③「CIMコラム掲載希望一覧（追加分）」を説明

委員： 6月1日から7日までは水道週間なので、水道料金と事業の関係等を水道週間の前にわかりやすく書いてもらいたいと思います。

委員長： 以前、安全でおいしい水の安定供給等で2件ほど書いています。

委員： それのときは、たしか70%が深井戸で、30%は東京都から買っているというような内容でしたが、水道施策の内容はあまり出てこないのではないかと思います。小学校3～4年生で水道のことを勉強するらしいのですが、大人にも知ってもらうことも必要かと思います。短いコラムだから、難しいところ、深いところまではいかないにしても、その体系みたいなのは少し書いていただければありがたいと思います。

もう一つは、ネットワーク補助金制度について、どれぐらいの予算があり、今まで何件ぐらい使われているのか知りたいと思います。こういうものが紹介されれば、うちもどこかと連携してやりたいみたいな積極的な課題解決になるのではないかと思います。

事務局： ネットワーク補助金は市の補助金ではなく、16のコミュニティ協議会の代表者で構成されているコミュニティ研究連絡会の補助金制度です。それぞれのコミセンの補助金は、それぞれの地域の課題やお祭り、パソコン教室等の講座の開催経費に使われていますが、複数の地域に関する課題への取り組みについては、だれがどのような形で事業運営費を出せばいいのか2～3年前から議論が出て、広域的に共通する課題については、研究連絡会という16コミセンの集合体があるので、そこが補助をしましょうということでつくられたものです。各コミセン当たりの予算は2万5,000円です。

委員： 水道事業もですか。

事務局： 水道事業は市の公営事業です。

委員長： 前に掲載された水道に関する記事は、井戸の話と平成12年の水道水の濁り水発生対策ですが、そういうのと違う内容、水資源の有効利用という話ですか。

委員： 水道事業の内容や料金の使われ方、税金を使わないで事業をしているのがよくわからなかったので、それをお知らせしてもいいのではないかと思います。

事務局： 都内の自治体の水道は東京都の水ですが、昭島と武蔵野、羽村等の一部の自治体は東京都に一元化されてなく独自に水道事業を行っています。水道事業そのものが公営事業になっていますので地方自治法とは違う法律で運用しています。武蔵野市は7割ぐらいが自分たちの水で東京都から3割買っています。基本的には水道料金で運営をしていますが、水道管の布設や赤水対策等の基盤整備は皆様からの水道料金だけでは運営はできませんので、水道事業会計に一般会計から繰り入

れをしています。

委員： その辺りのことをわかりやすく書いていただければと思います。

委員： 井戸水の割合が5割から7割になったのは、枯らしてはいけないという努力があったのですか。

事務局： そうです。

委員： 武蔵野は特に水の成分もいいのであれば、そういう内容も教えてもらいたいのです。

委員長： テーマについては水のことと、ネットワーク補助金について出されましたが、ネットワーク補助金は1つのテーマになりますか。

事務局： コミセンの補助金なので 아닙니다。

委員長： 行政から挙げた自選テーマはこれでいいと思います。

委員： 保健・福祉の分野で虐待防止体制の整備に関する記事がこれまでないので、子供の虐待に対することで何か動きがあれば取り上げてもらいたい。

事務局： 子どもの虐待に対する施策は子ども・教育の分野になり、子育て支援SOSセンターで対応しています。

委員： DVに関しては、相談窓口等以外のシステムとか実際にどうやっているかを公開するとDVの当事者が矛先をそちらに向けてきたりすることがあるので、他の市では、そのような情報の公開は行いたくないという話があります。

委員： 安心して暮らせるまちづくりの他の施策で、例えば家族介護で大変な状況になっている人たちも結構いると聞いています。今度できる民間の介護施設に助成をすると市長が言っていました。

事務局： 境南町にできる特別養護老人ホームに市民優先ベッドを確保します。

委員： 民間から申し出があったときに協力するという形ですか。

事務局： 介護保険制度になってからはケース・バイ・ケースで、相談をしながらということが多いです。民間の有料老人ホームが多く出来ていますので、補助対象とする線引きは非常に難しくなっています。

委員： 補助される人とされない人の格差みたいなものもあるのですか。

事務局： あります。また有料老人ホームの価格設定が非常にバラバラです。

委員： 国の事業ですか。

事務局： 東京都の事業です。

委員： 介護保険も必要になるからそれなりに全部、保険が絡んでお金の人は民間のサービスでも良いがお金の無い人がどういうところへ行ったらいいかという問題があります。

委員： 地域リハビリテーションの推進ということで、今、介護保険なんかでもリハビリテーションをして介護度を下げるみたいなのがありますが、市の中や地域の中にこの地域リハビリテーションのシステムがあるのかどうなのかをすごく知りたいです。

委員： 市営のリハビリテーションセンターはないのですか。

事務局： 障害者福祉センターで、いわゆる後期高齢者障害はやっていますが、いわゆる医療から出て急性期を脱した維持期の患者を全部トータルで診るというものはないです。ただ、武蔵野日赤病院が東京都内で3カ所しかない地域リハビリテーション指定病院となっていますので、在宅に戻ってもできるリハビリ指導は武蔵野日赤でやっていただいています。

委員： 書くのは難しいですか。個人病院でもリハビリ病院と謳っていますが、本当にやっているか疑問です。

事務局： リハビリテーション病院と言ってもリハビリだけでは経営が成り立たない場合があり母体病院の併設という形で位置付けられていて、患者が行ったり来たりしていてなかなか難しいです。

委員長： 地域リハビリテーションということから、地域の包括的なシステムに至る大ぶろしきで何か一つテーマにかけられますか。現状のあり方みたいのところとか、あるいは患者さんの視点に立って、施設を出てしまうと困ることになるというシナリオでもいいのかもしれないと思います。

事務局： 地域包括ケアセンターで、例えば介護予防だとかあるいは急性期を脱した方のフォローをすることが原則で作られていますので、予防の段階からリハビリまでを流れる的に対応していくというのが一番大事かと思います。

委員長： 少し漠然としていますがそこが1つということで、あと今回、幾つ決めなければいけないのですか。

事務局： 6つ程度です。

委員長： 政務調査費を武蔵野市議会議員が大体こんなものにこれぐらい使っているという情報はどこかでコンパクトに紹介されていないのですか。

事務局：　そういう形での情報公開はしてないです。開示請求があれば領収書も含めて開示していくことになると思います。

委員：　政務調査費は会派で統一してみんなで勉強会をやったりして、会派で一緒に使っているのではないかと思います。

委員：　政務調査費をもっと欲しいという人と、まあ現状の金額で良いのではないかという意見もあります。そこまでこのC I Mで出した方がいいのかどうかというのは大事だと思います。

委員長：　今の新聞のトーンからいくと、政務調査費は何かうさん臭いお金の使い方をされているという論調でしか見られてないのですが、むしろすべきことは、何に本当にお金が必要なのかということが知らされることです。もしかしたら足りないのかもしれないし、微々たる金だから会食費とかにしか使えないとか、そういう問題なのかもしれないので、本当に議員活動に必要な金であれば、賢明の市民の人たちはそれはそれでいいのではないかと思う人もいるかもしれないです。そういう意味で実態的にこういうことにお金を使っていて、もしもっとお金があればもっと充實的に活動できますというような情報の伝達になるのであれば意味はあると思います。あとは議員の人が協力してくれるかどうかです。

事務局：　個人や会派で考え方が違いますので、それぞれの意見を全部網羅するような形で掲載するしかないと思います。

委員長：　もう一個ぐらい何かありませんか。

委員：　今度、農業を体験する農業公園みたいなのができますがすごくいいと思います。緑・環境・市民生活の分野にある体験型の市民農園がゼロになっていますので、団塊の世代が地域に戻ってくるとこういうのももう少し知りたい人が出てくるのではないかと思います。

事務局：　今まで出てきたところを整理すると、市の方から挙がってきた3つのテーマについては取り上げていく。今日提示いただいたのが水道に関して、それから福祉の方で地域包括センターについて医療から予防介護までということ、それと農業ふれあい公園を中心とした農業に視点を当てることにするか又は特色のある公園づくりと絡めて掲載するか、その辺で1ないし2ということで、合わせて6～7つのテーマをいただいたということよろしいですか。

委員長：　数的にはそうです。

四長の策定の時にさんざん言っていた子育ては親育てと男女共同参画が分けていて何かつながりがないように書かれますが、あの中での議論は一緒に考えたんです。男女共同参画は進んでいるようですが、親育ての関係の取り組みはあれ以後何か進展はあるのですかです。

事務局： 四長の議論の際は具体的にはどういう形でしたか。

委員長： 子育てとって子供に給食を出すと学校のことを云々するよりも、もっと一番究極的には男の人の家庭に対する責任の持ち方ということから考えないといけないというところで、それはイコール子供に直接何かを与えるということがこの事業ではなくて、親を育てる、親に家庭に対する自覚を持たせることにより子供の育児環境を展開するだとか、男女共同の分担を進めるというような考え方で、こっちのことが何も進まない、こっちのことをいろいろやって審議会の委員を男女平等にするとか、子供の保育施設を充実するとか、そういうことをやっても、大もとが直らないことにはどうしようもないだろうと、こんな議論でした。

事務局： 今の趣旨でいうと、親子の触れ合い、ミニミニジャンボリー、子育ては楽しや子育てフェスティバル等、いわゆる普段は家事も育児もしないお父さんと、お母さんも含めて自然との触れ合いをすとか、野外体験をすとか、あるいはお父さん同士のきずなを深めるとか、そういうことはやっていますが、親育てと銘打った施策は行っていません。

委員長： では一応テーマが6つありますのでこれを整理して掲載してください。

※ 掲載順は事務局に一任され、以下のとおり決まった。

掲載号	テ ー マ
19年7月15日号	水道事業について
8月15日号	吉祥寺グランドデザインについて
9月15日号	農業ふれあい公園等特色ある公園について
10月15日号	飼い犬のマナーについて
11月15日号	地域包括支援センター ～予防からリハビリまで～
12月15日号	事務事業・補助金見直し委員会について
*20年3月15日号	吉祥寺方式による荷捌き対策について

*吉祥寺方式による荷捌き対策については、実施後1年を経過しての状況も踏まえ記事にした方が良いため20年3月の掲載予定とした。

※ この他、執筆者に関して、情報公開委員会委員の任期に合わせ継続して執筆していくことについて本人の希望を聞いてみることとなった。

3 前回会議要録について

平成19年1月23日（火）に開催された「第6回情報公開委員会会議要録」については、原案のとおり承認された。

4 次回日程について

第8回情報公開委員会は、平成19年7月17日（火）午後6時00分から消費生活センター講座室において開催することとなった。

【事前配布資料】

- ① CIMコラム掲載希望一覧
- ② CIMコラム掲載状況（第四期長期計画施策別）
- ③ CIMコラム掲載状況（掲載順）
- ④ 第6回情報公開委員会会議要録（案）
- ⑤ 市民と市長のタウンミーティング報告書（第8回～第9回）

【当日配布資料】

- ① 福医療受給者資格データ記録用磁気テープの紛失について
- ② 平成18年度行政文書開示請求及び不服申立等の状況
- ③ CIMコラム掲載希望一覧（追加分）
- ④ 第10回市民と市長のタウンミーティング報告書
- ⑤ 季刊むさしの 2007・春号